

## 源泉徴収の手続きをお願いします！！

補助金は市民の皆さまからの税金で成り立っています。次の点にご留意いただき、適切な執行に努めていただきますようお願いします。

- \*原則として金融機関口座への振込にて支出するようにしてください。
- \*市内事業者の利用にご協力ください。
- \*領収書の宛名は、個人名ではなく申請団体名を正確にご記入ください。
- \*源泉徴収の手続きを適切に行ってください。



### ☆源泉徴収の対象

個人に支払う報酬、謝礼、給与など

源泉徴収が必要な報酬・料金等は下記のとおりです。

|  |
|--|
| 映画、演劇その他芸能（音楽、舞踊、漫才等）、テレビジョン放送等の出演等の報酬・料金や、芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金 |
| 原稿料や講演料など（謝礼・謝金等も含みます）   |
| 筆耕翻訳料  |
| 弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人などに支払う報酬・料金                               |
| 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬   |
| プロ野球選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、モデルや外交員などに支払う報酬・料金                       |
| プロ野球選手の契約金など、役務の提供を約することにより一時に支払う契約金                               |

### ☆必要な手続き（国税庁 HP より）

#### ①給与支払事務所等の開設届出書

国内において会社や個人が、新たに給与の支払を始めて、源泉徴収義務者となる場合には、「給与支払事務所等の開設届出書」を、給与支払事務所等を開設してから1ヶ月以内に提出することになっています。

この届出書の提出先は、給与を支払う事務所、事業所その他これらに準ずるものなどの所在地を所轄する税務署長です。

#### ②申告手続き

源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税および復興特別所得税は、原則、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに併せて納付しなければならないことになっています。

裏面もございます。

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その合計額を e-Tax を利用して納付するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します。

## ☆計算方法

源泉徴収すべき額は、源泉徴収の対象額により以下のようになります。

（注）求めた税額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

| 支払金額（＝A） | 税額                           |
|----------|------------------------------|
| 100 万円以下 | A×10.21%                     |
| 100 万円超  | (A-100 万円) ×20.42%+102,100 円 |

＜相手に 10 万円の出演料を支払う場合＞

$$10 \text{ 万円} \times 10.21\% = 10,210 \text{ 円}$$

→源泉所得税の額は 10,210 円に、相手に実際に支払われる額は 89,790 円になります。

＜相手に実際に 10 万円が支払われるように出演料を支払う場合＞

$$10 \text{ 万円} \div 89.79\% = 111,370 \text{ 円}$$

$$111,370 \text{ 円} \times 10.21\% = 11,370 \text{ 円}$$

→報償費 111,370 円に対し、源泉所得税の額は 11,370 円に、相手に実際に支払われる額は 100,000 円になります。

＜相手に 150 万円の委託料を支払う場合＞

$$(150 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 20.42\% + 102,100 \text{ 円} = 204,200 \text{ 円}$$

→源泉所得税の額は 204,200 円に、相手に実際に支払われる額は 1,295,800 円になります。

※実績報告書をご提出いただく際に、源泉徴収をしたことが分かる書類の添付をお願いいたします。（e-Tax の画面のハードコピーまたは納付書のコピーなど）

※詳細は、国税庁ホームページ「令和8年版 源泉徴収のしかた」をご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/shikata\\_r08/01.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/shikata_r08/01.htm)



※ご不明な点がございましたら、お近くの税務署または生涯学習課へお問い合わせください。